

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp



監視社会はごめんだ！ マイナンバーはこんなに危険



講師の黒田充氏



熱心に講師の話を聴く参加者

「マイナンバー・デジタル庁学習会」に多数の参加
7月19日、労働会館で自治体情報政策研究所の黒田充所長を講師に、「マイナンバー・デジタル庁学習会」がオンライン形式で開催され、春日井民商からは5名が参加しました。
マイナンバーは失敗していない
黒田氏は、「マイナンバーカードが普及していない」「マイナンバーは失敗した」は誤解で、マイナンバーカードが普及していなくても、すでに行政機関等がマイナンバーを使って個人情報の名寄せを行っている」と指摘。
また、現在マイナンバーと年金、健康保険、所得税、雇用保険、住民税等の個人情報紐付けがされており、今後医療等分野と紐付けをすることにより、受診履歴等の追跡が可能になり、「自助努力」を促したり、履歴に応じた給付制限などが起こったりする可能性がある」と指摘しました。

マイナンバーで進む社会保障費削減と監視社会化
マイナンバーと健康保険証の一体化が、10月頃をめどに本格運用が開始されます。しかし、マイナンバーカードの健康保険証化は、紛失・盗難の可能性や社会保障費の削減につながるなど、あまりにも問題が多いと黒田氏は指摘します。

政府は、今後健康保険証以外にも運転免許証、在留カードなどもマイナンバーカードと一体化することを狙っており、マイナンバーカードの「万能資格確認カード」化を目論んでいます。マイナンバーカードには写真を載せることが必要のため、国民にマイナンバーカードを申請させることで、政府は国民の顔情報入手することができるようになります。

顔認証システムの進んだ中国では、民主化運動弾圧にも「活用」され、監視社会化が進んでいます。日本も中国のようにならない保証はありません。

危険なマイナンバー 廃止しかない！

5月12日に与党と維新の賛成多数で可決・成立した「デジタル改革関連法」は、個人情報を国が「活用」し、本人の同意なく外部に提供しようとするものです。中小自営業者にとっては、マイナンバーとインボイスの紐付けが行われることにより、課税や徴収の強化が容易になる危険性もあります。百害あって一利なしのマイナンバー制度は廃止しかありません。

参加した方の感想

「マイナンバーについては難しくて今までよく知らなかったが、いかに危険かよくわかった。監視社会はごめんだ」

「菅首相がIT政策に知見も関心もなく、平井大臣と河野大臣に丸投げだとは驚いた。中身をよく知らない人が進める政策ほど危険なものはない」

お盆期間の事務所の業務について

「東京オリンピック」強行開催に伴う祝日移動のため、お盆期間の事務所の業務時間も下記の通りとなります。一部カレンダーと異なりますのでご注意ください。

8月7日(土)～9日(月・祝) 休業
8月10日(火)、11日(水) 通常業務
8月12日(木)～16日(月) 休業
お盆明けの通常業務は8月17日(火)からです。

インボイスをやめさせよう！

裏面に特集記事

残りわずかです！

小豆島のそうめん

1.8 kg
2,200 円



〈インボイスをやめさせよう！②〉

〈インボイスをやめさせよう！①〉の続き

ケース② 下請の大工の場合

大手の工務店の下請で働くAさんは、ある日現場監督によられました。監督は「来月の請求書から〈登録番号〉の入ったものを出してほしい」とのこと。Aさんが「登録番号」を出そうとして課税事業者になると、年間20万円をこえる消費税を新たに納めることとなります(簡易課税を選択して年間の売上が5～600万円として)。後日、現場監督に「とても消費税は払えないので番号は出せない」と話しました。現場監督は「検討します」といったものの、その月の支払通知とあわせて、契約解除の通知が送られてきました。

インボイスの実施が近づけば、上のようなことがたくさん起きてくると思われます。それはどうしてでしょうか。それは消費税の申告にあたっての税額計算からきています。

消費税額の計算方法等

➤ 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」といいます。)計算します※。

○ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます(事前に届出書の提出が必要です。)

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

インボイスが実施されると、消費税の仕入税額控除(消費税を計算するときの「経費」にあたるもの)は、「登録番号」の記載された「適格請求書」しか認められなくなり、「適格請求書」を出せない居酒屋や大工の取引先はその分の消費税を多く支払うこととなります。

ケース③ 外注先を多くかかえる建設会社

ケース②のAさんの取引先の会社は、多くの外注をかかえています。年間に支払う外注費は約3,000万円です。全ての外注先が売上が1,000万円に満たない免税事業者です。Aさんのように課税事業者になることを拒否して、「適格請求書」をもらえないと年間の消費税納付額が約300万円増えることとなります。免税事業者だけでなく課税事業者にとってもインボイスは大変な問題です。

3. どうしてインボイスが導入されるの？

一般的にインボイス方式の導入が必要なおもな理由は、「取引における消費税額を正確に把握するため」「正確な税率を確認するため」「不正やミスを防ぐため」の3つといわれています。

残念ながら国税庁のパンフレット等には「どうして必要なのか」の記載は一切ありません。

インボイス導入の本当のねらいは一体何なのでしょう？

①免税業者をなくす

免税事業者である居酒屋さんや大工さんがこれまでの付き合いどおりに仕事を続けようとする「適格請求書」が発行できるように課税事業者にならざるをえません。国税庁は、フリーランスをはじめ個人事業主の約75%を占め、法人を含めると約424万人に上る免税事業者のうち、370万人超が課税事業者になると試算しています。

〈インボイスをやめさせよう！③〉に続く